



後援会 だより Vol.29

【安心できるまちづくり活動報告】
 桶川市議会議員 山中 敏正
 連絡所 ☎ 048-787-3796



12月議会は12/8開会(予定)

<https://www.yamanaka-toshimasa.com/>



令和 7年 10月発行

市議会について、桶川市HPから本会議のライブ中継をご覧ください。

桶川市議会スマート中継

検索

朝晩の冷え込みが厳しくなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。
 桶川市は、昭和45年11月3日に誕生し、ことし市制施行55周年を迎えます。同年の8月には、区域区分が定められました。当時に比べて近年では、上尾道路の整備や、圏央道に2カ所のICが設置され、また3月には道の駅「べに花の郷おけがわ」が開業するなど、大きく様変わりいたしました。今回は、現在整備が進められている駅東口周辺地区のまちづくりについて、市街化調整区域における持続可能なまちづくりに向け、9月定例会の一般質問で取り上げた内容を中心にご報告いたします。

【桶川市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例】

1. 改正の趣旨

精神科等への定期通院を後押しし重症化を予防するとともに、社会参加や就労の継続を促進するため、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象に、精神障害者保健福祉手帳2級所持者が新たに加わることに合わせ、本市においても重度心身障害者医療費の支給対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を加えるものです。

2. 改正の内容

■令和7年12月31日までの対象

障害種別	等級	支給対象
身体障害者	1～3級	医療費の自己負担額
知的障害者	㊤～B	医療費の自己負担額
精神障害者	1級	医療費の自己負担額 (精神科の入院は除く)



■令和8年1月1日からの対象

障害種別	等級	支給対象
身体障害者	1～3級	医療費の自己負担額
知的障害者	㊤～B	医療費の自己負担額
精神障害者	1級	医療費の自己負担額 (精神科の入院は除く)
	2級	自立支援医療(精神科通院医療費)の自己負担額

●現行 精神手帳2級所持者の自立支援医療(精神科通院)にかかる負担割合

医療保険(7割)	自立支援医療制度(2割)	自己負担(1割)
----------	--------------	----------

●改正後 精神手帳2級所持者の自立支援医療(精神科通院)にかかる負担割合

医療保険(7割)	自立支援医療制度(2割)	重度医療制度により助成(1割)
----------	--------------	-----------------



3. 施行日: 令和8年1月1日

一般質問 【9月定例会では18日(木)の3番目に登壇し、3つの項目について質問をいたしました。】

■ 駅東口周辺地区のまちづくりについて

令和7年度は、駅東口駅前広場や、その周辺の基盤整備が進んできたことから、南小跡地等の利活用事業を進めるため、施設機能や規模などに関する「施設計画」を策定するとなっています。そこで、本市は、跡地の活用としてどのような施設導入を想定しているのか、また地元事業者や市民との協働について今後どのように進めて行くのか考えを伺いました。

□質問内容



Q1. 南小跡地等利活用を進めるにあたり、市民との協働について伺う。

A1. 「施設計画」策定にあたって、「市民参加型ワークショップ」の開催や、地元商店街等の方を対象としたアンケート調査を行います。

Q2. 施設整備を行う事業者の募集方法と時期について伺う。

A2. 官民が連携し、施設整備を進めていく場合は、「公募型プロポーザル方式」による選定手法を想定しています。

Q3. 意向調査を踏まえ、施設整備に向けた市長の考えを伺う。

A3. 要望の多かった商業施設、宿泊施設、医療関係施設、公園や広場など、防災的な視点も入れて整備できればと考えています。

▶ 今後、事業化に向けて、市民の声が反映された官民連携による施設整備を進め、南小跡地及び周辺市有地の利活用が示された「完成予想図」を一日も早く現地に掲示できるよう取り組んでください。

裏面に続く ➡

■ 地域未来投資促進法に基づく支援措置について

地域未来投資促進法は、地方の特性を活かした付加価値の高い事業を促進し、地域経済の発展を目指す法律です。地域未来投資促進法による規制緩和の特例を活用することで、原則農地を転用することができない農用区域内の農地や、市街化を抑制すべき市街化調整区域の土地であっても産業用地としての開発が可能となります。

地域未来投資促進法を活用した民間開発事業の流れ

➤開発は、民間事業者が主体となって実施します。

市は、必要書類の作成や、国・県との協議・調整等、民間事業者の伴走支援を行います。

【市】事業者の募集 ➤ 【県・市】基本計画の策定 ➤ 【市】土地利用調整 ➤ 【事業者】地域経済牽引 ➤ 【事業者】**事業着手**
※重点促進区域設定 計画の策定 事業計画の策定

□質問内容 Q A

Q1. 土地利用調整の仕組みを伺う。

A1. 第2期埼玉県基本計画において、新たに「重点促進区域」を設定して基本計画の変更を行う必要があります。計画の変更(案)に対して全市町村の同意を得て、県が国に申請し、同意を得る必要があります。その上で、市が土地利用調整計画を策定します。

Q2. 規制の特例措置における土地利用調整の配慮について伺う。

A2. 県・市と調整して所要の手続きを経た上で、事業者の策定した「地域経済牽引事業計画」が県から承認を受けることが必要となります。これにより、農地法に基づく市街化調整区域でも、一定の条件を満たした食品関連物流施設等の開発許可が可能となるものです。

- 人口減少や担い手不足、産業の効率化などを図るため、継続すべき農地は維持し、産業立地に適した土地はその振興を図ることで、土地活用の整理を行っていくべきと考えます。企業誘致の機会損失を低減化することができる、促進法を活用した開発を誘導してください。

■ 市街化調整区域のマスタープラン策定について

市街化調整区域の課題は、少子化による人口減少と農地の維持管理が課題であると捉えています。農業従事者の高齢化や後継者不足などによる耕作地面積が減少し、若者の流出などによる、地域コミュニティや地域活力の低下が懸念されています。その一方で、広域幹線道路の整備によって人や物の円滑な移動が促進され、土地利用の可能性が高まってきている現状にあります。このようなことから、貴重な自然的環境の維持や農業の発展、企業誘致を含めた持続可能なまちづくりの実現に向けて、各地区に応じた土地利用の考え方を示し、計画的に施策を展開していく必要があると考え、「市街化調整区域のマスタープラン策定」について伺いました。

□質問内容 Q A

Q1. 今年の3月に第二次桶川市都市計画マスタープランが策定され、地域づくりの方針が定められているが、こちらの市街化調整区域における「土地利用の実現化方策」を明確にすべきと考えるが、市の見解を伺う。

A1. 都市計画マスタープランに示される地域づくりの方針にそって、実施するものと考えています。

Q2. 市街化調整区域の課題解決に向けて、市民アンケート調査やオープンハウスなどの市民意向調査、企業ニーズ調査などを実施することが必要であると考えているが、市の見解を伺う。

A2. 都市計画マスタープランなどの計画の見直しの際や、個別の事業を進めていく時など、必要に応じて調査していく必要があると考えています。

- 市街化調整区域における土地利用の「実現化方策」を明確にした、都市計画マスタープラン(市街化調整区域編)の策定に向けた取り組みを要望する。

令和7年度、桶川市では、桶川南小学校跡地及び駅周辺市有地の利活用に向けた、施設の機能及び規模を検討することを目的とした、「施設計画」を策定いたします。業務内容の一つとして、まちづくりの方向性の共有及び今後期待する機能について意見聴取を行うため、「市民参加型ワークショップ」を開催します。桶川のにぎわいと、活力あるまちづくりに向けて、皆様のご意見をお聞かせください。

申込方法・申込先

次の1～4のいずれかの方法でお申し込みください。

1. 電子メール(toshikei@city.okegawa.lg.jp)
2. 直接、都市計画課へ
(午前8時30分～午後5時15分※土日祝除く)
3. 市役所ほか市内公共施設等に設置する投函箱へ
(各施設の開館時間内)
4. 桶川市電子申請・届出サービス

桶川駅東口（南小跡地・周辺市有地）のミライを考える 市民参加型ワークショップ 参加者募集中！

にぎわいのあるまちづくりを進めるため、桶川南小学校跡地（ことぶき広場）と駅東口周辺市有地の利活用に向けた市民参加型ワークショップを開催します。南小跡地等のミライについて、皆さんの意見をお聞かせください！

■日時（開催候補日）※終了時間は状況により、前後する場合があります。

候補日①	令和7年12月12日（金）	午後6時～8時
候補日②	令和7年12月13日（土）	午前10時～正午
候補日③	令和7年12月14日（日）	午前10時～正午

申込状況を考慮し、候補日のうち、2日間での開催とします。開催日は11月下旬ごろに市ホームページに公表予定です。ワークショップの様子は、ホームページやSNSなどの市の広報媒体で紹介させていただきます。ご協力をお願いします。



桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」

申込期間 令和7年11月14日(金曜日)まで ※必着